【研究論文】

多国籍企業の税務計画に対する企業統治からの示唆
－法人税を貢献とみる企業のタックス・フェアネス－

市　場　哲　也

要旨

国家間・個人間における所得・資産格差の固定化とその幅の拡大は，今日の国際社会の構造的問題である。世界経済のデジタル化とともに多国籍企業に拡散した租税回避の論理は，契約集合体説の企業観に支えられているが，その企業観は企業組織の存在目的の意義自体を否定する論理を含むため，その論理に依拠した現在の税務計画は先述の構造的問題に対して十分な答えを返すことができない。本稿は法人税をコストとみる既往の税務計画を修正し，多国籍企業の納税行動の適正性を規定する概念として，法人税を地域社会への貢献と捉える企業のタックス・フェアネスを導出した。

1　問題の所在

グーグル，アップル，フェイスブック，アマゾンら米国の企業群（各社の頭文字から GAFA と総称される）が今日の税務計画の実践モデルを極限まで追求した結果，国際的な租税回避が社会問題となった。OECD は 2012 年から，大規模な規制活動「BEPS（税源浸食と利益移転，Base Erosion and Profit Shifting）プロジェクト」に取り組み，対抗しうる国際課税制度の実現に向けた検討を進めている。租税回避は今や GAFA のようなデジタル・プラットフォーマー企業に限らず，第 4 次産業革命以前から存在していた数多くの産業に浸透している[1)]。英国での不買運動（2013 年）にさらされたスターバックス社の事例が示すように，税務計画が可能にしてきた国際的な租税回避の実態は国際社会に容易に受け入れられ難い。

これまで，経済のグローバル化・デジタル化が高度に進んだ経済において，あるべき法人税課税の制度設計をめぐる技術的な研究が盛んに蓄積されてきたのに対して，租税回避を支える税務計画の理論構成を分析的に論じる研究は，十分とはいえない。多国籍企業の租税回避がどう評価されるべきか，という議論は，税務計画がどのような論理によって支えられているのかを問い，

キーワード：租税回避（tax avoidance），税務計画（tax planning），契約集合体説（nexus-of-contract theory），企業統治（corporate governance），タックス・フェアネス（tax fairness）

その論理構成を今日の国際社会の構造的問題と照らし合わせて論ずることによって，その思考を深めることができる。このような問題意識に立ち，本稿は BEPS を支えてきた既往の税務計画の論理構成を分析的に考察する。この考察によって，既往の税務計画の論理には，多国籍企業が事業を展開するすべての地域の一般公衆の経済的な利害を，一般財源の法人税を介して適切に確保する点に問題が生じる構造があることが明らかになる。本稿はこの考察を通じて，法人税を「(節減すべき）コスト」とみる既往の税務計画の論理が修正されるべきであることを指摘し，法人税を「貢献」とみる企業のタックス・フェアネスを提示することを研究目的とする。

本稿の構成を以下に示す。まず次の第 2 節では，今日の税務計画をわが国に紹介した複数の先行研究の横断比較から，論点とリサーチ・クェスチョンを導出する。第 3 節では，既往の税務計画に論理的な背景を提供してきた「企業観」のひとつである，「契約集合体説」の企業観の理論構成を解析的に論ずる。この分析によって，契約集合体説の企業観には，企業組織の存在目的の意義自体を否定する論理があることが示される。「何ら存在目的を持つ必要がない」と説明される企業組織が，他方で国際的な租税回避を続けてきた実態の下では，企業組織が国際社会とどのような経済的関わりを持つべきか，すなわち多国籍企業が国際社会からの適切な企業統治の下に服しているか否かが問われなければならない。ここに，租税回避の問題を企業統治の立場から捉える視座が見出され，第 4 節と第 5 節でこの領域に焦点を当てた先行研究をレビューする。まず第 4 節は，企業統治の脆弱な環境において既往の税務計画・税務会計がエージェンシー問題を深刻化させ，社会的厚生を阻害することを示した Desai and Dharmapala（2006, 2009a, 2009b）による一連の研究を取り上げる。続く第 5 節では会計実務の実態調査研究を考察することにより，第 4 節の企業統治からの示唆に対する理解を深める。第 6 節では第 3 節から第 5 節までの 3 つの節の先行研究レビューに基づき，契約集合体説の企業観を企業所得課税の文脈で捉えることによって，法人税を貢献とみる企業のタックス・フェアネスを導出する独自の考察を試みている。第 7 節は本稿の論説に見出される今後の課題について触れて，結びとした。

2　税務計画の概念的枠組

2.1　Scholesモデルの特徴

今日，租税法・税務会計・経営戦略などの広範な領域に影響を与えている税務計画の枠組みは，Scholes 他が 1992 年に発表した，*Taxes and Business Strategy*[2] で体系化された。そこでは税務計画とは税の最小化ではなく，税後利益の最大化を目指すための納税者の意思決定に関する検討である，と定義する。Scholes *et al.*（2015）は，効果的な税務計画を「企業観」の問題と関連付けた広い視点で捉え，企業を「契約の集合体」[3] と理解する点（Scholes *et al.*, 2015, p.2，以下本稿で「契約集合体説」と称する）に特徴がある。法人税の性質を考える文脈において，契約

集合体説は法人擬制説・法人実在説と並列される企業観である。この企業観が税務計画とどう関係するのかについて，Scholes *et al.*（2015）は述べていない。Scholes *et al.*（2015）は，効果的な税務計画に必須の構成要素として，「すべての利害関係者への影響」「すべての税」[4]「すべてのコスト」[5]の3点を示している（Scholes *et al.*, 2015, pp.1-2）。以降，本稿を通じてこのモデルをScholesモデルと称する。本稿はこれらの3要素のうち，特に契約集合体説のもとで税務計画が「すべての利害関係者」におよぼす影響を中心に，論述をすすめる。

2.2　税務計画をめぐるわが国の先行研究

ここでは，本稿のリサーチ・クェスチョンを導出するため，Scholesモデルの影響を受けて税務計画を取り扱ったわが国の代表的な先行研究を横断的に検討する。

2.2.1　中里（1998）の「税務計画」

中里（1998）は，単なる節税技術とは異なる，企業活動・企業経営戦略の一環としての税務計画の本質を明らかにすることの必要性を唱え，Scholesモデルの3要素を引用している。「経営者が租税支払いを減少させることを考えながら企業活動を計画すること」として税務計画を「漫然と」[6]定義づけながら，それが税引後利益の最大化を真の問題とする事業戦略である，としている（中里, 1998, 70頁）。

2.2.2　渡辺（2005b）の「税務戦略」

渡辺（2005b）は著者自身によって，Scholesモデルの要約である，と紹介されている。Scholesモデルによる税引後利益の最大化のための企業戦略を「税務戦略」と呼称し，Scholesモデルの3要素を取り入れている。渡辺（2005b）は「単なる無知による脱税と比較すれば，むしろ租税回避の方が悪質に見える場合もあるかもしれない」として，「どの程度悪質か」に表象されるような価値判断を，研究上，排除する立場を採用している（渡辺, 2005b, 117頁）。

2.2.3　鈴木（2013）の「税務計画」

鈴木（2013）は中里（1998）や渡辺（2005b）と異なり，税務計画の理論化にあたって契約集合体説がなぜ有効であるのかを詳細に論じている。鈴木（2013）は「合理的な経営者は，法律の許容する範囲内で，企業活動のもたらす税引後キャッシュ・フローの最大化を志向する」という前提を置いたうえで，税務計画を「税法規定を所与として，その枠内で税引後キャッシュ・フローを最大化するための種々の計画の総称」（鈴木, 2013, 27頁）と定義し，Scholesモデルの3要素を引用した。

鈴木（2013）は，契約集合体説の企業観における法人税について次のように説明する。すなわち，企業を取り巻く利害関係者は，企業との契約や規制を通じて，企業に対して経済的資源を提

供し，その対価となる経済的資源を請求する。そして，経済的資源の受取額が提供する額を将来にわたって上回り，かつその余剰が他の企業からの余剰よりも大きいと期待するとき，利害関係者はその企業に参加し続ける。顧客への財・サービスの価格には，企業の支払う税の一部が転嫁されているかもしれない。企業の支払う税は，税務当局を除くすべての利害関係者にとってコストとなるので，利害関係者は自分の資源請求権が最大になるように，請求資源の原資となる企業の税引後キャッシュ・フローを最大化する契約を設計して締結するに違いない（鈴木, 2013, 37 頁）。

2.3　リサーチ・クェスチョン

Scholes モデルを取り入れたわが国の 3 つの先行研究は，公平性に代表されるような，税の価値規準を研究上排除するという価値中立性に共通点[7]がある。3 つの先行研究の定義は相互に近似しているが，横断的に比較すればそれらの相違点から 2 つの論点を見出すことができる。「税務計画の対象となるのは税引後の利益（中里および渡辺）かキャッシュ・フロー（鈴木）か」（以下論点①），および「税務計画は契約集合体説とどう関係するか（契約集合体説を明示的に採用するのは鈴木のみ）」（以下論点②）である。本稿はこれらの論点に従った考察を通じて，次のリサーチ・クェスチョンに取り組む。

RQ1　契約集合体説に依拠する税務計画にはどのような見直しが求められるか。

RQ2　それらの見直しによって導出される税務計画の新たな理論的支柱は，どのようなものか。

次節では，まず契約集合体説の成り立ちを確認した後，これと税務計画の関係を整理した鈴木（2013）に従って，税務計画がどのように契約集合体説の理論に依拠しているかを考察する。

3　契約集合体説と税務計画の関係

3.1　Jensen and Meckling（1976）

現代の資本主義経済における契約集合体説の理論は，Jensen and Meckling（1976）によって確立された。Jensen and Meckling（1976）は，企業における所有と経営の分離から生じるエージェンシー・コストに着目し，企業の内外で生じるあらゆるコスト（法人税に限らない）の帰着を解明することにより，契約集合体説に基づく企業観が，パレート最適の達成を可能にするメカニズムを説明する新しい枠組みである，とした。Jensen and Meckling（1976）の中で，本稿の目的で特に重要な点には次が含まれる（以下引用頁は Jensen and Meckling, 1976）。

①　規範的命題は個人が解決すべき問題である，という前提を置く（p.7）。

②　組織とは法律が作り出す架空の存在であり，個人と個人が結ばれる契約関係の束として機能

する場所である。企業・組織の内外を区別することは意味を持たない（p.9）。

③　組織のことを動機や意図を持つ人間のように理解しようとすることは，誤りである。企業の客観的な機能のあるべき姿や，企業の社会的責任の有無を問うことは，深刻な誤解につながる。企業は，利害を対立させる個人が契約関係を通じた複雑な過程を経て均衡状態にたどり着く，法律上の架空の場所であり，「企業行動」とは複雑な均衡プロセスの結果としての，1 つの市場原理の態様ともいうべきものである（p.9-10）。

3.2　Easterbrook and Fischel（1991）

Jensen and Meckling（1976）が示した概念を明確化した研究のひとつに，Easterbrook and Fischel（1991）がある。Easterbrook and Fischel（1991）は一切の法人の目的[8]について，「検討する意義がない」と説く（p.36）。法人格とは便宜上形成されたものに過ぎず現実には存在しないこと（p.12），また実在する主体として法人をとらえる見方のもとでは，経済取引の本質が見えにくくなることから，法人を明示的な（explicit）契約関係と見えない（implicit）契約関係の束，すなわち契約の集合体（nexus of contracts）とする見方を支持した（p.12）。Easterbrook and Fischel（1991）は，企業を契約の集合体とみる根拠が，自らの効用を最大化しようとする自然人の自発的意志に基づく企業への参加にある（p.12）と説明する。そして企業に関与する利害関係者の自発的意思をめぐって次のように整理している。

①　「利害関係者間の交渉」（p.12）：会社法は（株主投資家に加えて）債権者投資家・従業員・取引先・政府当局が「想像上の交渉ともいうべき」関係（almost imaginable bargain）を成立させる場を提供するものであること。

②　「自由な意思決定を保証する情報の完全性」（p.22）：企業への参加者の全体厚生が改善するか否かに基づいて自由意志が行使されるが，その自由意志の形成にあたっては完全な情報（full information）が確保される必要があること。

3.3　契約集合体説に依拠した税務計画の概念

法人税の本質についての学説は，事業を営む主体としての企業の本質をどう見るべきか，という法学上の問題と連動させて論じられてきた。「企業は個人株主と別個独立に経済活動を営む社会的・経済的実質を備えている」とみる法人実在説においては，企業自体に担税力を認めるのに対して，企業を株主の集合体とみる法人擬制説においては，企業の所得は究極的には個人株主に帰属すると考え，法人税は個人株主の所得課税の源泉徴収とみる。渡辺（2005a）は，法人税の転嫁と帰着は経済実態を見極めることが難しく，今日に至るまで明確な結論が得られていないとして，「法人税を法人の株主に帰着するものとして議論を進める」という前提を置いた。これと異なり鈴木（2013）は，企業の効率性や企業統治，租税政策，産業政策などの観点から評価されるべき問題として，法人税の経済的帰結の問題を重要視している。鈴木（2013）はわが国の法人所

得課税制度の変遷を観察し，税制が法人擬制説と法人実在説のいずれか一方の立場から首尾一貫して設計されてきたという事実がなく，現在のわが国の法人税制が，法人擬制説と法人実在説に，それぞれ部分整合的な税制改正の積み重なりであるとした。わが国の法人税制改正の軌跡と現状から，法人実在説と法人擬制説の企業観論争は，税制が企業行動に及ぼす影響の分析にとって無益であり，その目的のために必要とされる企業観として，契約集合体説を採用した。以下本稿では鈴木（2013）を詳細に検討することにより，Scholes モデルに基づく税務計画の特徴として，（1）企業目的等の否定，（2）税務当局の取り扱いの 2 点があることを確認したうえで，（3）税務計画は法人税を含むすべての取引コストの調整機能を担うものと理解されることを整理する。

3.3.1　企業目的等の否定

契約集合体説は法人税の負担と帰着の関係について，社会における資源配分の見地からアプローチする。すなわち「資源配分には市場の価格メカニズムによる自動的な調整と，組織における計画・統制という 2 つの代替的な経路があり，企業は後者の機能を担う。市場も企業もともに資源配分機構，すなわち財・サービスの交換システムである。市場は価格をシグナルとした売買によって財・サービスを交換する分権的な資源配分機構である。これに対して企業は，経営者を頂点とする階層的秩序における指図に基づいて財・サービスを交換する集権的な資源配分機構である」（鈴木, 2013, 100 頁）。「企業を通じた資源配分のシステムは，広い意味での契約として理解できる。企業には株主のみならず，経営者，従業員，債権者，顧客，納入業者，政府（特に税務当局）などが関与し関係を結ぶ。これらの利害関係者の契約相手は，形式的には企業自体である。しかし実質的には各利害関係者が企業を通じて相互に多角的に契約を結び，企業を媒介として互いに経済的資源の交換関係を持っている。企業はこのように利害関係者間で結ばれた契約の束に過ぎない」（鈴木, 2013, 100-101 頁）。

「この考え方は，企業を 1 個の人格をもつ有機体として捉えることはしない。契約の集合体としての企業は，多様な対立する目的をもった最大化志向の利害関係者から構成される複雑な契約システムの均衡に過ぎず，企業自体は目的も動機も選好も持たず，またどの利害関係者とも同一ではない。その意味で，組織は市場と同列に扱われる。企業は各々目的と動機をもった複数の利害関係者が，相互に合意されたか，または暗黙のうちに認められたルールに従って，各々の目的を達成するために活動する場所に過ぎない。そして企業行動は，複雑な契約システムの均衡した作用として理解される」（鈴木, 2013, 101 頁）。

3.3.2　企業活動の利害関係者としての税務当局

法人税が企業活動にもたらす作用を分析する前提として，企業活動が想定する利害関係者をどう観るか，が重要となる。この点鈴木（2013）は，契約集合体説に基づく税務計画を採用する企業の利害関係者には税務当局が含まれるとし，その理由を次のように説明する。

「税制は，政策目標に適合する経済活動を促進し，適合しない経済活動を抑制するような経済的インセンティブを提供することによって，政策目標実現へと企業の経済活動を誘導する。すべての税及びすべてのコストを考慮に入れた企業の税務計画が，結果的に税収をもたらすこともある。また税務当局は，その時々の政策課題を達成するための経済的インセンティブを与える手段として，特定の経済活動を課税上優遇する措置を設けることによって，企業の税負担軽減に貢献してくれることがある。この場合には，税務当局もビジネスパートナー[9]として位置付けられる。さらに，税制を通じた所得再配分もすべての利害関係者に影響するので，やはり税務当局も検討の対象に含められるべきである」（鈴木, 2013, 46-47 頁）。

3.3.3　法人税を含むすべての取引コストを調整する契約としての税務計画

以上のとおり，企業を利害関係者間で結ばれた契約の集合体と理解することで，法人税[10]は企業活動に対する取引コストの一種と捉えられる。また税務計画は，「税を含めたすべてのコストが，すべての利害関係者の間で調整される均衡点を導出する過程を担うものとして理解されることになる」（鈴木, 2013, 112 頁）。「課税に伴う資源請求権の減少に偏りがあると，過重負担を強いられる利害関係者からの企業に対する資源提供の減少を招き，企業を構成する契約は不効率になる。従って，企業組織を効率化するためには，課税に伴うコストを最小化し，各利害関係者に効率的に配分する必要がある。税務計画は，この課税に伴うコストの配分を指示する企業を構成する一種の契約である」（鈴木, 2013, 111-112 頁）と説明される。

3.4　契約集合体説に対する概念上の疑問

以上のとおり，契約集合体説は，企業が目的や動機を持つことを否定し，事業活動から生ずる多様な責任に対する企業の当事者能力をも否定する。この特徴は利益を最大化する受託責任を負う経営者に対して，特定のコストを外部化することの裏付けを与えやすい。この点を理由として Avi-Yonah（2004）など，数多くの学説が税の公平性や企業活動の正当性といった特定の価値規準に背景を得て，契約集合体説の企業観に対する批判を展開してきた。ここで，２．３で触れたとおり，契約集合体説に基づく税務計画は価値規準を排除した分析の枠組みである。公平性・正当性といった特定の価値規準の見地から，そもそも価値規準を排除する税務計画の批判を続けるだけでは，学術上の議論のすれ違いが続きかねない。そこで，本稿は特定の価値規準から距離をおきつつ，契約集合体説を構成する要素理論を取り上げて論じた Kornhauser（1990）と Boatright（2002）を考察する。

3.4.1　利害関係者間の交渉と企業利益の分割

契約集合体説は，企業全体の富が利害関係者の間の交渉（bargaining）を通じて分割される，と説明する。ここで企業経営は企業全体の富の最大化を企図したプロセスに過ぎず，全体の富が

利害関係者間でどう分割されるかについて，直ちに解が用意されているわけではない（Kornhauser, 1990, p.1452）。Boatright（2002）は，利害関係者の利害が適切に保護されるために必要となる条件には，市場の効率性，競争水準，法律・政治制度の開放度と感応度（responsiveness），富と権限の社会的分散状況などが含まれるとする（p.1848）。これは，企業が獲得した全体の富を分割するために，利害関係者間で適切な交渉が執り行われるための必要条件とも解される。

この指摘を多国籍企業の経済活動に適用すると，次のようになる。国境で隔てられ，国家間で法制度の相互適用が可能でない環境下において，国々の間で「利害の確保」や「交渉」のための必要条件の要素に，重要な差異が存在する。行政水準をはじめ社会インフラの点で，新興国は先進国に対して不利差異を抱えている。また契約集合体説が前提とする，最終的な利害関係者としての個人に着目すれば，新興国・先進国を問わず，国内での個人の間で，富と所得の格差の定着と拡大が深刻な構造的問題となっている。貧困層に属する個人は富裕層に比較して，企業利益の分割交渉における前提条件に，重要な不利差異があるであろう。この指摘は，多国籍企業が稼得した果実が利害関係者の間でこれまで実際に分割されてきたのは，多国籍にわたる関係者の利害が適切に保護されたうえでの「交渉」を通じた「均衡」の結果といえるか否か，国際社会の現状から疑問を提示するものである。

3.4.2　利害関係への自発的参加と情報の完全性

自らの効用の最大化を企図する個人が，自発的に企業活動に関わりあうことによって利害関係者となる，と考える契約集合体説においては，その自発的な意思決定に資する「情報の完全性」が前提とされる（Easterbrook and Fischel, 1991, p.22）。この点，企業への参加をめぐる個人の合理的な意思決定を支える情報の完全性は，その成立が困難であるとする指摘がある（Kornhauser, 1990, p.1455）。契約集合体説においては，経営活動を通じて企業が接触するすべての個人（特に接触対象が組織である場合には，同様にその組織の活動に参加する個人）を概念的に追跡することを想定する。企業活動が多国籍化すれば，地理的・社会階層的に際限なく生じる個人との利害関係にとって，情報の完全性の成立は現実には困難ではないか，という疑問が生じる。そして契約集合体説の下で，世界の多くの国の個人の利害関係者を少しでも「完全な」情報が提供された状態に近づけるために何をなすべきか，という疑問は，視点を多国籍企業に転換すれば，世界中の個人と利害関係を持つことを前提として，多国籍企業が国際社会からの企業統治にどのように服するべきか，という疑問に他ならない。

以上，本節による 1 つ目の先行研究レビューでは，契約集合体説とこれに依拠した税務会計に対して，先行研究が複数の疑問点を提示していることが判った。契約集合体説の前提に則して，税の公平性や企業活動の正当性などの価値規準から離れたところからも，「利害関係者の交渉と利益分割」や「利害関係への自発的参加と情報の完全性」の観点から，疑問が寄せられてきた。

次節では２つ目の先行研究のレビューを実施する。エージェンシー問題を説明する契約集合体説の成り立ちに戻って，税務会計と企業統治の関係を解明した先行研究を考察する。

４　機会主義的な経営者による税務会計の自己誘導と企業統治の関係性

４.１　税務計画・税務会計と経営者の機会主義的行動

鈴木（2013）は，税務計画と契約集合体説との関係を明らかにしたうえで，Jensen and Meckling（1976）に従って税務会計の特質と利益調整，さらに経営者の機会主義的な行動について詳細に解説している。それは以下のように要約される。

４.１.１　契約集合体説の下での税務会計の特殊性と利益調整

「企業を契約の集合体と理解すると，企業の納付した税の最終的な負担関係は，利害関係者間の交渉によって決められることになる。すなわち，株主だけが税を負担するのではなく，株主以外の利害関係者にも様々な過程を通じて転嫁されると理解する方が現実的である。税務計画はすべての利害関係者間の税負担が均衡するように，税負担関係を定める一種の契約であり，税務会計は，企業の資源プールを税務計画に基づいて各利害関係者に分配し，その残余を最終的に税務当局と株主とで分割する過程であると理解できる」（鈴木, 2013, 108 頁）。

「税務会計では情報作成者が提供しなければならない情報によって情報作成者自身の行動が影響される，情報の自己誘導が生じやすい」（鈴木, 2013, 3-4 頁）。

「一般に認められる会計基準の枠内で，経営者が利害関係者の意思決定を誘導したり契約や規制の帰結を変えるために，企業活動や財務報告に意図的に干渉して会計数値を調整することを，利益調整と呼ぶ」（鈴木, 2013, 255 頁）。「経営者の報酬や地位が報告利益などの会計数値に連動する契約が結ばれる場合には，報告会計数値は経営者の効用に直接影響する。この時経営者が利己的であれば，効率性とは別に，自分の効用を最大にするように会計選択を行う機会主義的行動を取る可能性がある」（鈴木, 2013, 256 頁）。

４.１.２　財務報告数値に基づく報酬を目的とした経営者の機会主義的な行動

「出資者が経営者に税引後キャッシュ・フロー最大化へのインセンティブを与えるために，経営者の報酬額が会計数値に依存して決まる経営者報酬契約が結ばれることがある。このような報酬契約は，経営者の動機づけに役立ち，エージェンシー・コストを削減する。経営者報酬契約に用いられる報告会計数値が悪化すると，経営者の効用が低下するので，経営者は利益調整の利己的動機を持つことになる。この時，機会主義の観点から会計選択が行われる可能性がある。この観点からの利益調整は，経営者の効用の低下防止又は引き上げという機能を果たす」（鈴木, 2013,

258 頁)。

ここで,「企業自体が目的も動機も選好も持たない」(鈴木, 2013, 101 頁) と考える契約集合体説の下では, 経営者の機会主義的な行動がどのような統治機構の下に置かれるべきか, という論点が生起する。しかし鈴木 (2013) では, 契約の集合体としての企業の税務計画と企業統治の接点について, 個別の論述が行われていない。そこで次項では, 経営者に対する業績連動報酬 (ハイパワード・インセンティブ) をめぐる税務会計と企業統治の関連性を解明した研究を取り上げて, この点を補う考察を行う。

4.1.3　企業統治からみる法人税制の理論分析モデル

一般に, 経営者をエージェントと見立てる場合, 業績連動報酬の契約によってエージェントとプリンシパル (株主) の利害が一致しやすくなり, 経営者による租税回避の拡大とプリンシパルの取り分である財務会計上の税後利益の最大化の間には, 正の関係があると想定される。この視角は「エージェンシー問題からみる租税回避」という伝統的なものであるといえる。Desai and Dharmapala は 2000 年代後半の一連の理論・実証研究を通じて, 機会主義的な動機から経営者が自ら創出するレントとタックス・シェルター取引 (税務調査時の調査官による発見可能性に賭けるような最も挑戦的な租税回避) との関係を説明するモデルを提示した。Desai and Dharmapala の一連の研究は, 企業統治の水準を変数に取り入れることによって先の一般仮説を深めたことから, 後年の多くの研究に影響を与えた。本稿が Desai and Dharmapala の一連の研究に注目する理由は, 企業統治を軸にして, 研究課題そのものを本項で先述した「エージェンシー問題からみる租税回避」から,「企業統治からみる法人税制の問題」へと転換する示唆を行った点にある (Desai and Dharmapala, 2009a)。Desai and Dharmapala による 3 つの研究成果 (2006, 2009a, 2009b) を, 次のように要約することができる。

Desai and Dharmapala (2006) は Weisbach (2001) が提示した under-sheltering 問題, すなわち「導入が容易で実施費用も安価なタックス・シェルター取引を利用しない企業があるのはなぜか」という研究上の疑問に対して, 企業統治の作用に着目することで答えようとした。典型的な企業においては, ハイパワード・インセンティブはタックス・シェルター取引の活用度合の低下と関連しており, この関係はタックス・シェルター取引と経営者レント創出の間に想定される正のフィードバック効果と整合する。Desai and Dharmapala (2006) のモデル予測のとおり, これらの関係が成立するか否かには企業統治の水準が関係しているとみられ, 特に統治体制に優れた企業のサブサンプルにはこの関係が当てはまらない。(中略) これらの結果に照らして, Desai and Dharmapala (2006) は under-sheltering 問題の構造が部分的に説明できたとし, 少なくとも企業統治が脆弱な水準にある企業にとって, タックス・シェルター取引と経営者レント創出の相互作用は重大な問題であることを明示した (2006, p.177)。次に, タックス・シェルター取引で活用されるタックス・ヘイブンには, 投資家情報の守秘法制が存在しており, これが社内外で

の取引行為の不明瞭性を支えている（2009a, p.172）。タックス・ヘイブンが提供する情報の秘匿性が財務会計上のディスクロージャーのコストを低下させ，結果的に経営者のレント創出を容易にする。したがって企業活動の経済的効率性の上での租税回避とは，「国家から株主への果実の移転」という単純な位置づけではない（2009a, p.171, 2009b, p.545）。租税回避からの株主の取り分の増加は，タックス・シェルター取引と利益調整を駆使して創出された経営者レントによって，その一部が打ち消され，そのような企業価値（firm value）は相対的に伸び悩むとみられる（2009b, p.537）。

一連の Desai and Dharmapala 研究の要約から本稿が得られる示唆を，次のようにまとめることができる。執行水準を含む税制は経営者の行動様式に影響し，また企業統治の機能状況は効果的な税制執行に影響する。業績連動報酬を導入する企業では，利益調整やレント創出といった，経営者の機会主義的な動機から，税務会計が財務会計と強固に結びつきやすい。このような税務会計と財務会計の関係はエージェンシー問題を構造化させる可能性があり，それは特に企業統治の脆弱な企業において懸念すべきである。

前節で示したとおり，既往の税務計画の理論は，（企業）組織に社会的責任を問うこと自体を疑問視する契約集合体説を，その背景としている。租税回避と財務会計との相互作用，ならびにそれを監視すべき企業統治の巧拙によって，税務当局を含む利害関係者の資源配分が影響を受ける可能性がある。契約集合体説に依拠した税務計画の批判的検討を目的とする本稿は，次節で税務会計と財務会計の現実の結びつきを明らかにした調査研究をレビューする。

5　税務計画と財務会計の結びつきに関する調査研究

税務計画と財務会計の結びつきに関する先行実態調査には，大別して２つの研究手法，すなわち税務計画の効果を測定するために企業はどの指標を起用しているかに着目する手法と，税務計画をつかさどる部門業績の取り扱いに着目する手法が存在する。

前者に属する Graham *et al.*（2014）は Tax Executives Institute, Inc.（米国企業の税務管理職層のためのシンクタンク）に加入する企業を中心に実施した質問票調査によって，税務計画に経営者が期待する効果は，自社の一株当たりの会計上の未処分利益の維持（上場企業回答の71%），向上（同 57%）にあることを示した。この結果から Graham *et al.*（2014）は，経営者にとって税務計画は，財務会計上の報告利益を対象としていると結論づけた。一方で Armstrong *et al.*（2012）は，税務計画を通じた機会主義的な行動が明瞭に測定されるのは，経営責任者たちのなかでも特定の職にある者ではないか，またその者に対する報酬は財務会計上のどの指標との間で相関関係があるか，を解明する実証研究を行った。分析の結果，tax director[11] に対して支給されたインセンティブ報酬の水準が，GAAP ETR（Effective Tax Rate，会計上の実効税率）

との間で強い負の相関関係にあることが見いだされ，この相関関係は Cash ETR（現金ベース実効税率）をはじめとする他の財務会計指標との間ではほとんど観察されなかった。

先述した後者の研究手法，すなわち税務部門の業績評価手法を調査した Robinson *et al.*（2010）は，Fortune 1000 に含まれる 200 社以上の CFO から得た回答をもとに，企業規模が大きいほど，また取扱製品数・地域セグメント数が多いほど，税務部門が「損益計算書の末尾に対する貢献」，すなわちプロフィット・センターとして取り扱われる傾向が高いことを実証した。これは事業セグメントの多い企業ほど，また海外事業の割合の高い企業ほど税務計画の機会が大きい，とする鈴木（2013, 78 頁）の提示する一般仮説を実証するものである。また Robinson *et al.*（2010）では，プロフィット・センターとなった税務部門の評価尺度が，財務会計上の利益の極大化に基づいて行われる傾向があり，Cash ETR（現金実効税率）が採用される傾向は見いだされなかった。

これまで 3 で税務会計研究から見た税務計画と契約集合体説の関係，4 で税務計画と企業統治との関係，5 では税務計画と財務会計との関係を解明した理論・実証研究をレビューしてきた。これらをまとめると次のようになる。契約集合体説は，究極的には，可視的・不可視的な契約を通じて企業活動に参加する個人に企業活動の結果を帰着させ，企業自体の意思・選好，ひいては当事者責任能力を企業自体に認識しない理論である。税務調査の局面でその合法性を試すような，最も挑戦的な類型にあたるタックス・シェルター取引と呼ばれる租税回避は，タックス・ヘイブン地域の秘密性や事業目的からの遊離のため，取引の不明瞭さによって利益調整が比較的容易となり，経営者の機会主義的行動につながりやすいとする実証モデルがある。Scholes モデルの税務会計への浸透が進んだ企業においては，責任会計上プロフィット・センターとなった税務部門において，「税引後キャッシュ・フローの最大化」（鈴木, 2013, 27 頁）以上に，財務会計報告上の利益と強固に結びついた税務会計が展開していることが確認された。次節より本稿の独自の考察に移る。次の 6 では本稿が掲げたリサーチ・クェスチョンへの答えを通じて，既往の税務計画に内在する課題を具体化させ，それらの課題に税務計画が答えるための示唆につなげる。

6　考察ー法人税を貢献とみる企業のタックス・フェアネス

6.1　前節までの先行研究レビューの総括

この第 6 節で本稿の独自の考察を実施するにあたり，ここまでの 3 つの節における先行研究のレビューを次のように総括する。

Jensen and Meckling（1976）と Easterbrook and Fischel（1991）はいずれも，企業活動に参加する利害関係者の中に，税務当局を明示的に記していない。このことから本稿は，契約集合体説の企業観において税務当局を利害関係者に含めることは，Scholes モデルにおいて着想され

たと考える。税務当局も組織である。契約集合体説においては，目的や意図や選好を持って究極の責任能力を負うのは個人に限られるから，税務当局が導管となる関係性の先には，民主主義を前提として，個人の集合体である一般公衆が企業の利害関係者となると解すべきである。Easterbrook and Fischel（1991）は，企業と投資家にとって最適な状態が，社会にとって最適の状態であるという（p.7）。しかしこの「社会」を「国際社会」と読み替えるならば，次のような問題がある。事業を営む国の税務当局を通じて，多国籍企業の経済活動は，国境で隔てられた複数の（より正しくいえば無数の）国の一般公衆を利害関係者としていることになる。契約集合体説に依拠した税務計画を用いて国際税務問題を説明しようとすることは，複数の（無数の）国の税務当局の背後にいる一般公衆を，不可視的な（implicit）契約の当事者であると想定して，多国籍企業の経済活動を通じて最適均衡が達成される可能性を立証することであると考えられる。このことを，国際税務における税務計画の文脈において，先述の「民主主義を前提とし個人の集合体である一般公衆が企業の利害関係者となる」という前提と考えあわせれば，特定の多国籍企業が世界中の法人税を逃げ続けることで達成された効率性を，国際社会がどう評価するのか，という疑問に変換される。それはすなわち，次のように整理することができる。

「有効な税務計画の働きとは，企業を構成する各契約の締結，強制及び履行に伴う税コストおよびその他のコストを削減し，各利害関係者に配分することによって，契約を効率化し，事業組織化コストを最小化することであるとされる。事業組織化コストが最小になると，企業は最適な組織状態すなわち組織均衡状態に達する。税務計画の策定は，事業組織化コストを最小化するための組織の効率的設計に他ならない」（鈴木, 2013, 111-112 頁）とされる。ここで，国際社会に対して与える影響の大きさから，今日，多国籍企業が「企業として」担うべき責任の負託と，それに対する不足を問う国際世論は大きい。国際税務における税務計画の文脈においてこの論点は，「契約集合体説を背景とする税務計画が達成する租税回避を，国際社会は『組織均衡状態』として是認するのか」，また「国際社会はその『組織均衡』の達成を，企業運営の効率性の追求として世界中で奨励するのか」という命題に転換される。これらは多国籍企業に対して国際社会が働かせるべき企業統治上の命題にほかならず，それらを考える際の重要な鍵が，税の問題に含まれていることを示しているといえる。

以上の理解に立脚して，次項でリサーチ・クェスチョンへの回答を試みる。

6.2　既往の税務計画に内在する課題

この項では本稿が掲げた RQ1 に対する答え，すなわち契約集合体説に理論的背景を求めることによって既往の税務計画が抱える構造的課題として，次の２つの点を指摘する。

6.2.1　財務会計上の利益を重視する税務計画

２.３で設定した論点①に関して，実際の税務計画は，鈴木（2013）が想定する税引後キャッ

シュ・フローよりも，財務会計上の実効税率との結びつきが強固であることが考察された。

渡辺（2003）は，全体としての租税回避の水準が社会的に最適な水準を超えてしまう場合が多いと警告する。個々の納税者が租税回避の実現のために考慮するのは自らの費用対効果に限られるので，私的費用と社会的費用に乖離が生じ（渡辺, 2003, 201 頁），租税回避を行う企業の増加が社会の持続可能性に根本的な疑問を投げかけることは否めない。租税回避を行う企業の中には，当然，企業統治に弱点を抱える企業も含まれる。脆弱な企業統治のもとで財務会計と強固に結びついた税務計画が，エージェンシー・コストを容易に発生させ，また挑戦的な租税回避が横行して税の正しい執行を困難にする。この因果関係の連鎖によって，租税回避が経済社会の全体的厚生の最大化を阻む可能性がある。これは既往の税務計画に内在する課題の 1 つであるといえる。

6.2.2　コストとしての税の圧縮を通じた組織均衡を志向する税務計画

2.3 で設定した論点②は，既往の税務計画と契約集合体説の関係についてである。企業活動が国境を超えて成長市場に到達する速度，ならびに事業規模が巨大化する速度が飛躍的に速まり続けてきたのは，経済のグローバル化とデジタル化の加速により，契約集合体説がいう，事業化コスト・取引コストが急速に低下してきた結果と解される。税は多国籍企業にとって最も重要な取引コストの 1 つであるから，契約集合体説に依拠する税務計画は，そのコストの圧縮を「組織均衡」（鈴木, 2013, 108 頁）に近づく必要条件である，と位置付けてきたのである。GAFA の租税回避は，既往の税務計画が税務会計を通じて，税コストの効率性を極限まで追求した形であるとみられる。

ここで，契約集合体説が想定する「組織均衡」の本質が GAFA の効率性であるならば，これを問題視する大きな国際世論を前にして，既往の税務計画が何らかの建設的な議論を提示できなければならない。Avi-Yonah（2004），國部（2017）など，現代の企業が獲得した多様な力を指摘する学説は国内外に数多く見られる。契約集合体説の企業観に基づいて，企業活動の帰結が究極的に個人に帰属すると整理するならば，これは個人資本家層の利害の巨大化，言い換えれば世界中での個人間の富と所得の格差・拡大という，今日指摘されている世界経済社会の構造的課題を指し示す現象に他ならない。契約集合体説を前提とすると，各々の利害関係者が自己の利害の適切な保護を確保する必要条件には，市場の効率性，競争水準，法律・政治制度の開放度と感応度（responsiveness），富と権限の社会的分散状況などが含まれる（Boatright, 2002, p.1848）。先進諸国と新興諸国の間で，また富裕層と貧困層に属する個人の間で，これらの条件格差は大きく，また拡大を続けている。巨大化した資本（個人資本家）を相手にして，新興諸国・先進諸国を問わず，一般公衆が利害を自ら保護するための「交渉」は，公正な条件の下で行われるのか。税務計画が新興諸国を含む国際課税に適用されるとき，容易に説明できない論点が生じる。これは既往の税務計画について検討されねばならない，いま 1 つの課題である。

6.3　企業のタックス・フェアネス

国際課税に関する税務会計の学術研究が空論に終わらないためには，国際社会が多国籍企業の税務会計に寄せる負託に対して，一定の答えを用意できる理論が必要である。既往の税務計画について本稿が指摘した課題に基づき，多国籍企業の納税行動の適正性を規定する「企業のタックス・フェアネス」という新たな概念を導出することができる。本稿はこれを，RQ2 に対する答えとして提示する。

企業のタックス・フェアネス[12]は，法人税をコストとみるのではなく，事業を営むすべての地域経済社会の発展への貢献とみる納税行動である。貢献としての納税の責任を果たしつつ，持続的な事業競争力の観点から合理的な税負担を算出する納税方針を採択し，またそのような納税につながらない事業や取引を排除する経営方針が，自社の納税行動の適正性を示すよりどころとなる。

以下では，企業のタックス・フェアネスとして本稿が想定する具体的な形質を論ずる。

6.3.1　企業活動で稼得された経済資源の地域自治に対する直接的供託

タックス・フェアネスは，企業の利益に基づいて算出される税自体を，事業を営む国・地域の住民自治に直接的に託すことが必要であると考える。多国籍企業は，事業を営むすべての国・地域の個人で構成される一般公衆との間で，企業活動を通じた利害関係を結ぶこととなる。それが自発的な利害関係であるか否かは，ここでは重要ではない。雇用や直接の事業取引のような可視的な契約関係と異なり，多国籍企業の企業活動に対する一般公衆からの参加は不可視的である。法人税歳入には，このような性質にある一般公衆の利害を財務的に確保する意義がある。企業のタックス・フェアネスは，地域自治を通じて一般公衆が，処分可能な一般財源を企業活動が供託する，という法人税納税の意義を重要視する。

6.3.2　フェアな税務計画と一般公衆に向けた開示

タックス・フェアネスは既往の税務計画における「企業資源の効率化」という考え方を，必ずしもその総体として否定するものではない。タックス・フェアネスは，税務計画が含みうる租税回避の種類のうち，上述の基本理念に抵触する手法を限定的に排除する。タックス・シェルター取引はもとより，投資誘致インセンティブのうち法令水準を超えて秘密的な交渉により獲得されるもの，租税回避の実現を中心的な目的として特定の国の税務当局から獲得するプライベート・レター・ルーリングなどが，タックス・フェアネスから排除される。対照的に，バリュー・チェーンの競争力強化を企図して多国籍企業グループの中で垂直的・水平的分業を促進し，その過程で特定の国・地域に集約された事業実態を伴う拠点の経済活動を通じて実現する租税回避は，タックス・フェアネスにおいても容認される余地があると考える。その場合多国籍企業は，法人税が軽い特定の国・地域に構えた拠点を組み込むことによって，事業構造・取引構造の競争力がど

のように支えられているのか，関連する情報を理解しやすい言葉で一般公衆に開示することが求められる。特にそのバリュー・チェーンを採用する事業戦略が，事業実体の希薄なスキームを起用して各国間の課税制度の間隙（ループ・ホール）を衝くものでも，関係当局への個別の働きかけによって自社が特別に獲得した課税上の取り扱いと組み合わされることもなく，従って法人所得に対する軽課を中心的な目的としたものでないことが，社会に向けて明瞭な言葉で説明される必要がある。

7　今後考究すべき課題 – 企業のタックス・フェアネスを支える税務会計

今日の国際社会には，国家間・個人間ともに所得・資産格差が固定化し，その幅が拡大を続けている。この問題を前にして，多国籍企業の利害関係者の範囲に含められるはずの一般公衆の経済的利害を確保する見地から，一般財源の納税による財政貢献を説明する責任を多国籍企業に負わせようとすることは，企業組織の当事者責任能力を否定する契約集合体説，ならびにこれに依拠してきた既往の税務計画と相いれない。他方で，「法人税はコストであるから経営者にはこれを圧縮する責任がある」とする立場から離れ，法人納税を貢献と考えることは容易ではない。貢献の定義は多様な形をとり得るし，そこには必ず議論が生じるからである。OECD による BEPS プロジェクトでは，これまで長年にわたり国際課税の基礎を規定してきた理論に対して大きな見直しが図られようとしている。本稿の考察は，各国税制の緻密な制度設計の追求だけでは多国籍企業の租税回避に関する問題の本質的解決に近付くことができないこと，すなわち BEPS を支えてきた税務計画の論理に対して，多国籍企業が服すべき国際社会からの企業統治の観点から議論が深められねばならないことを示すものである。

本稿が論じてきたのは，必ずしも契約集合体説の是否ではない。BEPS の問題をもたらすに至った多国籍企業の税務計画の論理を，その背景（契約集合体説）に遡及して分析し，それに対する企業統治の観点からの疑問点を企業所得課税の文脈で分析することによって，既往の税務計画に法人税を「コスト」ではなく「貢献」とみる企業のタックス・フェアネスを導出した。2.2.3 に前掲のとおり，鈴木（2013）は（法律の許容する範囲内で）税引後キャッシュ・フローの「最大化」を志向する，という合理的な経営者行動の原理を前提としていた。企業のタックス・フェアネスはこの前提を採用しない。税引後キャッシュ・フローを常に「最大」に導くために，合法的に採用可能なあらゆるスキームを起用することを必ずしも旨としないタックス・フェアネスは，その採用によって追加的に生じる法人税歳入が地域自治に処分可能な形で供託されることで，企業が課せられた責任を果たす，という立場を採用する。このように世界中の法人税負担を社会的責任の一端として位置づけるならば，企業のタックス・フェアネスを課題とする会計学研究は，厳しい国際競争にさらされ続ける多国籍企業会計の重要な一部として税務会計を位置づけ

たうえで，研究を深めていかねばならない。その研究の方向性には，例えば多国籍企業の中長期的な事業競争力を支援する会計の機能を前提とし，「近年の国際課税環境の劇的な変化のもとで多国籍企業の納税行動を支える税務会計にはどのような役割が期待されるのか」，また「そのような期待に多国籍企業の税務会計は実際にどの程度応えており，その水準をさらに引き上げる税務会計とはどのようなフレームワークを備えるべきか」といった問いが含まれる。

注

1）本庄（2011）は，オランダの税制を課税所得の「導管」として活用してきた多国籍企業としてIKEA（家具小売業），Parmalat（食品小売業），BHP Billiton（鉱物資源）他のスキームを解説している。

2）本稿では *Taxes and Business Strategy(Fifth Edition)*を Scholes *et al.*（2015）として引用している。

3）企業組織を契約の集合体とする見方には，nexus for a set of contracting relationships (Jensen and Meckling, 1976), contractual perspective (Scholes *et al.*, 1992), nexus of contracts theory (Boatright, 2002)など，複数の呼称が存在している。

4）Scholes モデルの有効な税務計画の要素を構成する，「すべての税」を考慮することとは，税務当局へ直接支払われる税（顕在税）の他に，課税優遇措置を受ける投資からの税引前投資利益率が，課税優遇されない投資からの税引前投資利益率を下回る際のその差，すなわち伏在税を合わせた，すべての税の負担の軽減を検討することである。

5）Scholes モデルの有効な税務計画の要素を構成する，「すべてのコスト」を考慮することとは，税は経済活動で生じる多様なコストのなかの 1 つであると捉え，税務計画の過程で生じるすべてのコストを考慮することである。

6）中里（1998）の原文どおりの表現を引用している。

7）税制をめぐる価値観を税務計画研究から排除することについて，中里（1998）は Scholes モデルがミクロ経済学的な立場に立つ税務計画の分析であるとしつつ，中立性などの政策的観点は「関係がない」としている（86 頁）。

8）Easterbrook and Fischel（1991）は，法人の目標は何であるか，仮に利益が目標であればそれは特定の者に帰属するものか社会厚生を意味するか，法人の慈善活動に何らかの問題があるか，法人の利益は長期・短期の最大化を目指すべきか，などを”Who cares?”「検討する意義がない」としている（p.36）。

9）Scholes *et al.*（2015）は，ビジネスパートナーとしての税務当局の企業の関係性を「楽観的（rosy）に過ぎる」と懐疑的に表現している。「望ましい社会政策への誘因としての税の機能は，便宜的に用いているに過ぎない。社会的厚生の低下に気づきつつ優遇税制を請求する民間主体の存在を無視することはできない」と言及している（p.34）。

10）鈴木（2013）の原文では「所得税」という語を用いているが，その文脈は法人の所得に課される税を指している。

11）Armstrong, Blouin and Larker（2012）では tax director を，企業の税務機能を統括する職責にある executive（役員ないし部門長）と定義している。米国企業において tax director は税務担当副社長（Vice President of Tax）の職責を負うことも多い。

12）（Global） Tax Fairness は，世界的な公正性・公平性を実現するための国際投資・国際取引に対する税制度設計，すなわち国際租税政策論の用語として用いられることが一般的である。本稿では，納税者とし

ての多国籍企業を主体とする概念であることを明らかにするため，「企業の」タックス・フェアネス概念と表示することとしている。

参考文献

Armstrong, C. S., Blouin, J. L. and Larcker, D. F. (2012) “The incentives for tax planning,” *Journal of Accounting and Economics*, Vol.53, No.1–2, pp.391–411.

Avi-Yonah, R. S. (2004) “Corporations, Society, and the State: A defense of the corporate tax,” *Virginia Law Review*, Vol.90, No.5, pp.1193–1255.

Boatright, J. R. (2002) “Contractors as stakeholders: Reconciling stakeholder theory with the nexus-of-contracts firm,” *Journal of Banking and Finance*, Vol.26, No.9, pp.1837–1852.

Desai, M. A. and Dharmapala, D. (2006) “Corporate tax avoidance and high-powered incentives,” *Journal of Financial Economics*, Vol.79, No.1, pp.145–179.

Desai, M. A. and Dharmapala, D. (2009a) “Earnings management and Corporate Tax Shelters,” *National Tax Journal*, Vol.62, No.1, pp.169–186.

Desai, M. A. and Dharmapala, D. (2009b) “Corporate tax avoidance and firm value,” *The review of Economics and Statistics*, Vol.91, No.3, pp.537-546.

Easterbrook, F. H. and Fischel, D. R. (1991) *The Economic Structure of Corporate Law*, Harvard University Press.

Graham, J. R., Hanlon, M., Shevlin, T. and Shroff, N. (2014) “Incentives for Tax Planning and Avoidance: Evidence from the field,” *Accounting Review*, Vol.89, No.3, pp. 991–1023.

Jensen, M. C. and Meckling, W. H. (1976) “Theory of the firm: Managerial behavior, agency costs and ownership structure,” *Journal of financial economics*, Vol.3, No.4, pp.305-360.

Kornhauser, M. E. (1990) “Corporate Regulation and the Origins of the Corporate Income Tax,” *Indiana Law Journal*, Vol.66, No.1, pp.53-136.

Robinson, J. R., Sikes, S. A. and Weaver, C. D. (2010) “Performance measurement of corporate tax departments,” *Accounting Review*, Vol.85, No.3, pp.1035–1064.

Scholes, M. S., Wolfson, M. A., Erickson, M., Maydew, E., and Shevlin, T. (1992). *Taxes and business strategy: A planning approach*, NJ, Pearson, Prentice-Hall.

Scholes, M. S., Wolfson, M. A., Erickson, M., Hanlon, M., Maydew, E. and Shevlin, T. (2015) *Taxes & business strategy*, Upper Saddle River, NJ, Pearson, Prentice Hall.

Weisbach, D. A. (2001) “Ten truths about tax shelters,” *New York University Tax Law Review,* Vol.55, pp.215-253.

國部克彦（2017）『アカウンタビリティから経営倫理へ』有斐閣。

鈴木一水（2013）『税務会計分析』森山書店。

中里実（1998）「税務計画」鴨武彦・伊藤元重・石黒一憲『リーディングス国際政治経済システム』67-87 頁，有斐閣。

本庄資（2011）「オフショア事業・投資拠点とオフショア・タックス・ヘイブンとの間に介在する「導管国（a conduit country）」をめぐる国際課税」『税大ジャーナル』第 17 号，1-44 頁。

渡辺智之（2003）「租税回避－経済学的視点から」『ジュリスト』第 1253 号，200-204 頁。

渡辺智之（2005a）「租税回避をめぐる問題点」『租税研究』第 672 号，53-65 頁。
渡辺智之（2005b）『税務戦略入門』東洋経済新報社。

＜謝辞＞本稿の改善にあたり，本誌編集委員長坂上学先生ならびに査読をご担当いただいた 2 名の先生から，ご意見と懇切なご指導を賜りました。ここに記して，深く感謝申し上げます。

市場　哲也（関西学院大学大学院経営戦略研究科）

（2022 年 12 月 12 日　採択）